

登米市振興資金融資を活用し、事業用車両を導入される事業者様へ

【融資の条件】

車両を導入する場合は事業用以外（私用）でも使用できるといった汎用性をなくすため、車体の側面等見えやすい箇所に「事業所名」を記載してください。納車後、市へ車両写真を提出していただきます。
なお、スポーツタイプや高級外国産車両等、嗜好性の高いものや事業を行ううえで実用性がないものについては融資の対象となりません。

【事業所名の表示方法】



①左図のように車体の側面や後面等、客観的に見て事業用車両と分かるように表示してください。

※表示箇所は両側面等ではなく1箇所のみで構いませんが、目立つように表示してください。

②マグネットシール等、容易に取り外しや抹消ができるものは認められません。

③極端に小さいものや目立たない箇所への表示等したのも認められません。

※②、③の場合は表示をやりなおしていただきます。

【表示対象外の車両】

トラック、クレーン車、重機等、客観的に見て事業用車両と分かるものについては、「事業所名」の表示は必要ありません。※車両写真の提出も不要です。



【お問い合わせ先】

〒987-0602

登米市中田町上沼字西桜場 18 番地
登米市 地域ビジネス支援課

電話番号 0220-34-2706

E-mail chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp